

預金商品の概要 [要求払預金]

令和2年11月2日

1. 商品名 (愛称)	普通預金
2. ご利用いただける方	法人・個人
3. 期間	特に期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 預入方法	随時預け入れできます。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払戻できます。
6. 利息	変動金利
(1) 適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	年2回(2月、8月)の当金庫所定の日(元金(預金残高)に組み入れます。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	キャッシュカードによる支払等(場合によってはカード規定に定める手数料を徴求することがあります。(手数料一覧をご覧ください))
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICキャッシュカードがご利用できます。 ・ 個人の場合、総合口座の取扱いができます。 ・ 個人の場合、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口(9時～17時、電話0120-454-585)までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)並びに関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話03-5524-5671)でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）